

## 北陵クリニック事件の再審開始をめざして

2008年6月7日 小川

### 1、「誤った裁判をやり直す」—再審制度

3審制の裁判のうえで確定した判決については、通常それ以上争うことはできません。しかし、誤った裁判の犠牲者を救済する制度として再審があります。もし、誤った有罪判決によって無辜が処罰されることがあれば、償いがたい人権侵害をひきおこし、裁判に対する国民の信頼が失われることとなります。司法制度として誤った裁判をただす制度・再審がなければなりません。再審は、不当な裁判・判決を受けた人の当然の権利です。

- 戦前の再審制度＝有罪、無罪ともに再審が認められており、あらたな人権侵害のおそれを含んでいました。
- 日本国憲法のもとでの再審制度＝不利益再審は認めない（憲法第39条）。人権擁護・無辜の救済の立場。

### 2 再審請求の規定

#### 刑事訴訟法435条6号

再審の請求は、左の場合において、有罪の言い渡しをした確定判決に対して、その言い渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。

- 1 原判決の証拠となった証拠書類または証拠物が確定判決により偽造又は変造であったことが証明されたとき。
- 2 原判決の証拠となった証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により偽造であったことが証明されたとき。
- 3 有罪の言渡しを受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡しを受けたときに限る。
- 4 原判決の証拠となった裁判が確定裁判により変更されたとき。
- 5 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡しをした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があったとき。
- 6 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言渡し、刑の言い渡しを受けた者に対して刑の免除を言渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。
- 7 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となった証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となった書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があった場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかったときに限る。